

障害者自立支援法についてお知らせします

〔地域生活支援事業〕

この事業は、町が主体となつて地域で生活する障がい者を、総合的に支援するサービス体系を作り、自立した生活へのお手伝いをします。

〔相談支援事業〕

障がい者や家族等からの様々な相談に応じます。

〔主な相談内容〕

- ・福祉サービスの使い方
- ・権利擁護に関すること
- ・専門機関の紹介 など

〔コミュニケーション支援事業〕

意思の疎通が困難な聴覚障がい者や言語障がい者に、手話通訳者や要約筆記者などを必要時に派遣します。

〔利用は無料です。〕

〔日常生活用具給付等事業〕

障がい者の日常生活の不自由さを軽減するために用具を支給します。

〔主な用具〕

- ・介護・訓練用具
 - ・訓練用ベッド、入浴補助用具 など
 - ・情報・意思疎通用具 (音声時計、拡大読書器など)
 - ・排泄管理用具 (ストマ用装置)
- 費用は、申請者が原則1割負担していただきますが、所得

等により軽減措置があります。

〔住宅改修費等助成事業〕

○下肢や体幹機能などの障がいをお持ちの方を対象に、住宅の改修を行う費用を給付します。

〔改修工事の範囲〕

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・引き戸などへの扉の取替え
- ・洋式トイレへの工事 など

助成額は、上限20万円です。

費用は、申請者が原則1割負担していただきますが、所得等により軽減措置があります。

〔移動支援事業〕

○屋外での移動に困難がある障がい者などに対して、介助員と一緒に外出し、必要な介護を行います。

〔対象となる範囲〕

- ・1人での移動が困難な方
 - ・生活上必要な外出や、社会参加のために必要な移動
- 費用は、申請者が原則1割負担していただきますが、所得等により軽減措置があります。

〔日中時支援事業〕

○障がい者の家族や、介助されている方の負担軽減を図るために、施設などにおいて日中だけ障がい者を支援します。

費用は、申請者が原則1割負担していただきますが、所得

担していただきますが、所得等により軽減措置があります。

〔訪問入浴サービス〕

○自力や、家族の支援だけでは入浴させることが困難な障がい者へ、週1回、専用の訪問入浴車により支援を行います。

〔利用は無料です。〕

〔障害者自動車運転免許取得費助成事業〕

○肢体、聴覚、知的などに障がいがある方が、社会活動や就労のために自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

ます。

◇助成金は、1件10万円です。

◇身体障害者用自動車改造費助成事業

○上肢や下肢、体幹機能に重度の障がい(1・2級)があり、社会活動や就労のために運転する自動車の改造へ助成します。

〔改造の範囲〕

- ・ハンドル、アクセル、ブレーキ等の一部を改造する必要があるとき。

◇助成金は、1件10万円です。

◇地域活動支援センター

○事業所において、創作活動や生産活動を行ったり、地域社

会との交流を図ったり、様々な支援を行います。

〔対象者〕

・町内在住の障がい者

◇利用は無料です。

(※平成19年度に実施予定)

・法人格を有する事業所への委託を予定しています。

利用するためには、まず役場健康福祉課まで相談ください。

〔持参する物〕

- ・障がい者手帳
- ・印鑑

◆問い合わせ

健康福祉課 ☎72-6934

悩み 心配ごと 困りごと など... お気軽にご相談下さい。

障がい者110番

「障がい者110番」は、障がいのある方やその家族又は関係者などからの相談に応じ、障がい者が自立し、安心して生活ができるよう支援するための相談窓口です。●ご相談は、すべて無料・機密厳守です。



一般相談 [専門相談員が対応]

日常生活での心配ごとや悩み、トラブルなどで困ったとき

専門相談 [弁護士等が対応]

相続・財産・契約・人権問題などで困ったとき

相談時間/月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 午前8時30分～午後5時



お電話で

障がい者110番
専用ダイヤル

024-528-7110



メールで

shougaisha110@mbr.nifty.com



FAXで

024-522-7210



ご来所・お手紙にて

福島県障がい者
社会参加推進センター

〒960-8065

福島市杉妻町5-75(県庁東分庁舎2F)

TEL.024-523-4080

◆車…福島駅より5分 ◆徒歩…福島駅より15分

